

改正派遣法に基づくマージン率の公開

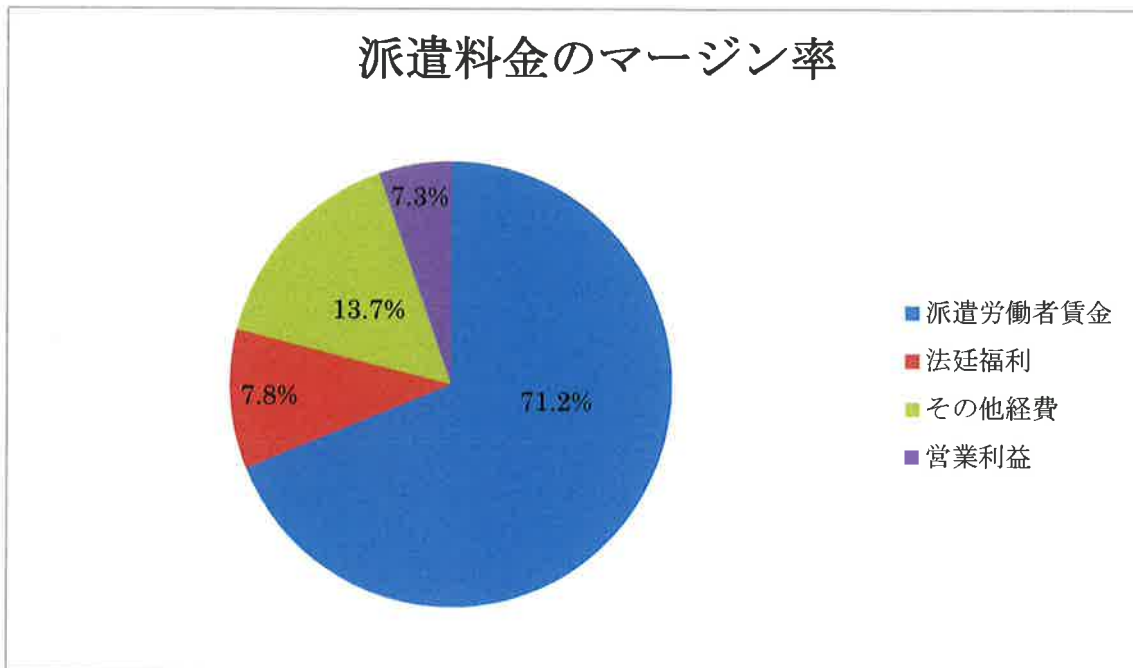
令和 7 年 2 月 1 日

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」に施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法令第 23 条 第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）



マージンには、営業利益以外に法廷福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費、車両費等）も含まれています。

※上記グラフは実績値より算出しております。

法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定：あり

対象となる派遣労働者の範囲：別表 1 に掲げる業務に従事する従業員

労使協定有効期間の終期：令和 8 年 3 月 31 日

■関西支店

〒598 - 0007 大阪府泉佐野市上町 3 - 11 - 1 松本ビル 3F

派遣労働者の数	85 名
派遣先数	5 社
派遣料金の平均額	14590 円/8 時間
賃金の平均額	10730 円/8 時間
教育訓練の内容	入職時教育（一般・専門）
その他福利厚生 of 制度など	社会保険完備、前給制度
マージン率	26.4%

■成田支店

〒286-0033 千葉県成田市花崎町 816 タムラビル 3F B 号室

派遣労働者の数	49 名
派遣先数	6 社
派遣料金の平均額	16500 円/8 時間
賃金の平均額	11730 円/8 時間
教育訓練の内容	入職時教育（一般・専門）
その他福利厚生 of 制度など	社会保険完備、前給制度
マージン率	28.9%

以上

別表2 (地域指数)

	地域別指数(%)
全国計	100.0
北海道	94.0
青森県	84.4
岩手県	87.2
秋田県	97.0
山形県	87.0
山形県	89.6
福島県	93.4
茨城県	101.1
栃木県	99.4
群馬県	98.6
埼玉県	106.6
千葉県	106.2
東京都	113.9
神奈川県	109.6
新潟県	94.8
富山県	97.2
石川県	97.5
福井県	97.8
山梨県	99.3
長野県	97.9
岐阜県	100.6
静岡県	100.5
愛知県	105.2
三重県	99.1
滋賀県	99.0
京都府	101.6
大阪府	108.4
兵庫県	102.1
奈良県	102.3
和歌山県	94.1
鳥取県	89.2
島根県	87.8
岡山県	96.0
広島県	97.1
山口県	91.8
徳島県	91.3
香川県	95.6
愛媛県	91.1
高知県	89.2
福岡県	95.2
佐賀県	87.7
長崎県	86.0
熊本県	89.1
大分県	90.2
宮崎県	85.7
鹿児島県	87.9
沖縄	86.9

【出典】令和5年8月29日職発第0829第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する平均的な賃金の額」等について」より、別表1は、別添1並びに別添2、別表2は、別添3